

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第73号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第79号 令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第4 議案第80号 令和4年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第74号 瑞穂市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第75号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第76号 瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第78号 令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第66号 瑞穂市個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第10 議案第67号 瑞穂市個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第11 議案第68号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第69号 瑞穂市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第70号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第71号 瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第72号 瑞穂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第77号 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第17 議案第81号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第82号 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第19 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番 広瀬守克

2番 藤橋直樹

3番	若原達夫	4番	北川静男
5番	関谷守彦	7番	森清一
8番	馬淵ひろし	9番	松野貴志
10番	今木啓一郎	11番	杉原克巳
12番	棚橋敏明	13番	庄田昭人
14番	若井千尋	15番	広瀬武雄
16番	若園五朗	17番	松野藤四郎
18番	藤橋礼治		

○本日の会議に欠席した議員

6番 森 健 治

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	服 部 照	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長	棚 橋 正 則
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	広 瀬 進 一	健 康 福 祉 部 長	佐 藤 彰 道
都 市 整 備 部 長	桑 原 秀 幸	調 整 監	宇 野 真 也
環 境 水 道 部 長	矢 野 隆 博	教 育 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 雅 人
会 計 管 理 者	清 水 千 尋		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	久 野 秋 広	書 記	宇 野 伸 二
書 記	河 野 和 泉		

開議の宣告

○議長（若井千尋君） 皆様、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 諸般の報告

○議長（若井千尋君） 日程第1、諸般の報告を行います。

1件報告します。

議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（久野秋広君） それでは、議長に代わり報告します。

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は10月18日に議会事務局を対象に実施され、財務の事務はおおむね適正に執行されているものと認められたとの報告でした。

その他の監査結果につきましては、お手元に配付のとおりです。以上でございます。

○議長（若井千尋君） これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第73号から日程第4 議案第80号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（若井千尋君） 日程第2、議案第73号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第4、議案第80号令和4年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）までを一括議題とします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 若園五朗君。

○産業建設委員長（若園五朗君） 改めまして、皆さんおはようございます。

議席番号16番 若園五朗、産業建設委員会の審査の報告をいたします。

ただいま一括議題となりました3議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設委員会は、12月8日午前9時30分から、菓南庁舎3の2会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から市長、副市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第73号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、今回の改正により、月額報酬とは別に上乗せされる報酬は幾らかとの質疑に対し、国の交付金を基に仮算定したところ、1人当たり月額3,000円程度の報酬の上乗せを見込んでいるとの答弁がありました。

また、国の交付金の対象となる農地利用の最適化活動は、農業委員会が中心となっていくのかとの質疑に対し、そのとおりであるとの答弁がありました。

また、担い手不足や高齢化などの問題に対し、どのように対応していくのかとの質疑に対し、そのような問題を解決するきっかけを考えていただけるよう、農業従事者に10年先の将来について話を聞いて回る取組を、地域を絞り、農業委員会が行っているとの答弁がありました。

また、農家を続けられないという方にはどのように対応しているのかとの質疑に対し、相談があった場合、その方の地域の担い手を紹介したり、県の農地中間管理機構から担い手の情報を提供してもらったりしているとの答弁がありました。

また、農地利用最適化推進委員はどのように選出されるのかとの質疑に対し、地域からの推薦等を考慮し、最終的に農業委員会の会長が委嘱するとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第79号令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第4号）を審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第80号令和4年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、今回の補正予算は電気料金の値上げによるものであるが、市として今後の電気料金をどのように見通しているのかとの質疑に対し、短期的には今の価格水準で推移するであろうと考えているが、ウクライナ情勢や国の動向等を読めず、予測が大変困難であるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。令和4年12月21日、産業建設委員会委員長 若園五朗。

○議長（若井千尋君） これより議案第73号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決と併せて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをします。

これから議案第73号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第73号は委員長報告のとおり可決しました。

これより、議案第79号令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第4号）についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第80号令和4年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第74号から日程第8 議案第78号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（若井千尋君） 日程第5、議案第74号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についてから日程第8、議案第78号令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますが、本日、森健治委員長が病気により欠席しておりますので、副委員長に報告を求めます。

文教厚生副委員長 北川静男君。

○文教厚生副委員長（北川静男君） おはようございます。

議席番号4番 北川静男でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、発言させていただきます。

まず冒頭に、本来、委員長報告は森健治委員長が報告するのが本意でございますが、本日欠席につき、私、副委員長の北川が報告させていただきます。

それでは、代読させていただきます。

ただいま一括議題となりました^{※①}7議案について、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告します。

文教厚生委員会は、12月9日午後1時から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、教育長、所管の部長及び課長の出席を求め、

※①後刻訂正発言あり

議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第74号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、今までどおり未納者には督促手数料が明示された督促状を送るという理解でよいかとの質疑に対し、今までどおり督促状は出すが、督促手数料200円の付記がないということであるとの答弁がありました。

また、督促手数料が廃止されれば市税の収入がなくなるということだが、昨年度はどれくらいあったのかとの質疑に対し、昨年の決算は、雑入として市税で約200万円、国民健康保険税で約100万円であったとの答弁がありました。

さらに、例えば発行手数料など未払いのものも市税と同じ考え方で督促するのかとの質疑に対しては、督促手数料が取れる債権は、公債権で督促手数料を取ることができる。ただ、督促行為は義務化されているが、督促手数料を取るか取らないかは任意規定となっている。岐阜市は今年4月から廃止しており、来年度からは近隣の本巢市や山田市、羽島市、北方町、揖斐川町、池田町も廃止する条例の改正を進めていると聞いているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第75号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、後期高齢者支援分と介護納付金分について、他市町と比較すると税率が高く感じるがとの質疑に対し、保険税率全体を見ると税額としては県内21市の中では低い位置にいと認識しているとの答弁がありました。

また、保険税額がどのくらい不足し、基金からどのくらい出ていくのか。また、今後の基金の見通しはどの質疑に対し、保険税額の試算で、令和5年度では、県からは12億537万5,608円必要であると連絡が来ている。税収の合計が9億9,731万4,276円であるため、2億806万1,332円不足するという試算にはなるが、この額をそのまま基金で補填するとは考えていない。決算額を見ながら判断したいと考えている。基金の使い道としては、令和6年度以降、県が順次税率の一本化の準備をしているため、その状況を見ながら基金の額を調整していきたいとの答弁がありました。

さらに、被保険者や世帯数が減ってきているが、今の徴収の仕方でのいいのかとの質疑に対しては、加入者や加入世帯は減ってきている傾向にあるが、税だけではなく医療費の動向も見ながら先の計画を立てていきたいとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第76号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例についての審査をしました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、今回の補正予算は、市内のコンビニ等に置く端末機設置の予算ということでよいかとの質疑に対し、新たに端末機を市内に置く

ということではなく、市のサーバーのシステム改修のための予算であるとの答弁がありました。

また、市内のコンビニでは、市外の方でもサービスが利用できるかとの質疑に対し、コンビニ交付サービスを実施している自治体の方であれば利用できるとの答弁がありました。

また、今回の手数料の引下げは、マイナンバーカードを推進するための国の施策ということによいかとの質疑に対し、そのとおりであるとの答弁がありました。

さらに、コンビニ交付サービスは窓口の負担軽減になると思うが、市役所内でもコンビニ同様に端末機の設置ができればさらに効果があるのではないかと思う。市役所に端末機を置く検討はされたかとの質疑に対しては、今後検討していきたいとの答弁がありました。

その後の討論では、システム改修への国からの費用補填もなく、マイナンバーカードの取得は任意規定であることに對し手数料の引下げを行うことに意義があるのかと思うため、反対であるとの反対討論がありました。

その後、賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数で可決されました。

最後に、議案第78号令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、退職手当組合負担金が増額となったのはどの質疑に対し、負担金の率は15%と変更はないが、今回人事院勧告による給料等の引上げがあったため、負担金も増額となったとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。令和4年12月21日、文教厚生委員会委員長 森健治。以上でございます。

○議長（若井千尋君） これより、議案第74号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第75号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第76号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（若井千尋君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 改めまして、おはようございます。

議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

議案第76号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例について、反対の討論をさせていただきます。

この手数料条例の改正案は、提案理由にありますように、マイナンバーカードの普及促進のために行われるものであります。今年度中に政府のほうはマイナンバーカードを全国民に持たせる、そういったような方針を立て、目指しておりますけれども、なかなか思うようにいかず、2万円のポイント付与ということで交付率を高める、そのような策が今取られております。そして、普及率の低い自治体に対してはペナルティーを科すというような発言まで今出てきております。

さらには、健康保険証を廃止してマイナ保険証にするという事実上の強制行為を行おうとしております。このマイナンバーカードの取得はあくまでも任意ということでありまして、それを無視してのことになってきております。

なぜこれほどまでに政府がマイナンバーカードの普及にこだわるのか、それはこのマイナンバーカードが国による個人情報のある意味での入り口、そこに当たるからだと思います。

任意であるマイナンバーカード、これを使用する人だけを対象に減免をする、これは平等性の観点からすればいかなるもののでしょうか。確かにマイナンバーカードを使用して便利な点もあるとは思いますが。かといって、国の施策に賛同すれば優遇されるけれども、そうでなければ優遇しない、これはあってはならないことではないでしょうか。

さらに、今回この手数料減免のためのシステム費用、あるいは減免額に相当する国の補助があるというわけではありません。全て市の持ち出しということでありまして。このような今回の条例改正案については反対をさせていただきます。以上です。

○議長（若井千尋君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第78号令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（若井千尋君） 議事の都合により休憩いたします。

休憩 午前9時33分

再開 午前10時40分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま動議がかかりました、その内容について、庄田議員に説明を求めます。

庄田昭人君。

○総務委員長（庄田昭人君） ただいまは、議席番号13番 庄田昭人、議長のお許しをいただき、文教厚生委員会協議会で協議された内容について、委員長報告に記載をしていただきたい、そのような内容であります。

このことについては、文教厚生委員会協議会において、議案第77号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）について協議をされた結果、別紙のとおり総務委員会へ意見の報告がありますという通知がありました。その中で協議されたことについて、別紙のように報告がされており、この内容について委員長報告の中に入れていただきたい、その旨でありますので、よろしく願います。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（若井千尋君） 北川文教厚生副委員長。

○文教厚生副委員長（北川静男君） 議席番号4番 北川静男でございます。

ただいま庄田議員のほうから提案がありました、文教厚生協議会においての内容を先ほどの

文教厚生委員長報告の後に付け加えさせていただきます。その内容を読み上げます。

委員会終了後の協議会では、議案第77号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）の当委員会所管部分について執行部より説明を受け、協議しました。

内容は、文教厚生委員会所管の補正予算のうち、款教育費、項小学校費、目学校管理費、節委託料における市内7小学校の植栽管理委託料1,277万8,000円、款教育費、項中学校費、目学校管理費、節委託料における市内3中学校の植栽管理委託料3,269万2,000円及び款教育費、項幼稚園費、目幼稚園管理費、節委託料におけるほづみ幼稚園の植栽管理委託料323万4,000円、合わせて4,870万4,000円の増額予算が計上されており、これら市内小・中学校、幼稚園における植栽管理委託料の当初予算額の945万8,000円に対して、今回の増額予算4,870万4,000円が著しく金額が増額されていることについて、今回の市内小・中学校及び幼稚園の植栽管理委託料の著しい増額予算について、総務委員会において慎重な審査を求めるよう委員全員で決定し、その報告書を議長に提出しました。

以上のことを文教厚生委員会の委員長報告に付け加えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（若井千尋君） ただいまは、文教厚生委員会の委員長報告の追加の項目を付け加えていただきました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若井千尋君） 北川静男君。

○文教厚生副委員長（北川静男君） 先ほどの文教厚生委員長報告の中での発言の訂正をさせていただきます。最初に「ただいま一括議題となりました7議案」と申し上げましたが、^{※①}「4議案」の間違いでございます。訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（若井千尋君） ただいまは、文教厚生副委員長 北川静男君から、本日の12月21日の会議における発言について訂正をしたいとの申出がありましたので、これを許可いたします。

日程第9 議案第66号から日程第17 議案第81号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（若井千尋君） 日程第9、議案第66号瑞穂市個人情報保護法施行条例の制定についてから日程第17、議案第81号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 庄田昭人君。

○総務委員長（庄田昭人君） 議席番号13番 庄田昭人、議長のお許しをいただき、令和4年第4回定例会総務委員会委員長の報告をさせていただきます。

※①訂正発言

ただいま一括議題となりました9議案について、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告します。

総務委員会は、12月12日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部からは、市長、副市長及び所管の部課長を、また一般会計補正予算のため、当委員会所管以外の教育長、各部長、調整監にも出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第77号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）を審査しました。

本案について、各常任委員会で所管部分の協議をされた結果、文教厚生委員会より議長を通じて意見の報告がありました。

内容は、文教厚生委員会所管の補正予算のうち、款教育費、項小学校費、目学校管理費、節委託料における市内7小学校の植栽管理委託料1,277万8,000円、款教育費、項中学校費、目学校管理費、節委託料における市内3中学校の植栽管理委託料3,269万2,000円及び款教育費、項幼稚園費、目幼稚園管理費、節委託料におけるほづみ幼稚園の植栽管理委託料323万4,000円、合わせて4,870万4,000円の増額予算が計上されており、これら市内小・中学校、幼稚園における植栽管理委託料の当初予算額の945万8,000円に対し、今回の増額予算の4,870万4,000円が著しく金額が増額されていることについて、委員より執行部に対して質疑がなされた。

執行部によると、これら学校等の植栽管理委託業務については、公益社団法人瑞穂市シルバー人材センターに発注する予定であったが、シルバー人材センターより委託業務ができないということで、時間的な余裕がない中、急遽1者の業者から見積りを取って予算計上したとの答弁があった。

また、予算額が増えた理由として、当初予算のシルバー人材センターの見積りは時間給で積算されていることや、剪定業者などの年間スケジュールが決まっている中、1月から3月までに小・中学校、幼稚園の剪定業務を委託すると、かなり人件費に上乘せがある見積りとなるとの答弁があった。

ただ、執行部からは、今後、シルバー人材センターとの調整の中でセンターに委託できるもの、また現場の状況から剪定しなくてもいい箇所がないかなど精査して、入札の執行までに入札に支障のない範囲内で文教厚生委員会協議会、議員全員協議会で議員の皆様に説明をさせていただきたいとの答弁があった。

以上、文教厚生委員会協議会では、今回の市内小・中学校及び幼稚園の植栽管理委託料の著しい増額予算についての質疑に対する執行部からの答弁を踏まえ、総務委員会において慎重な審査を求めるよう意見がありました。

この文教厚生委員会協議会における報告の説明後、執行部により補足説明を受けた後、質疑

に入り、委員から、予算執行できない部分は減額して再提示なのか、金額がある程度割り出しができたときに入札を行うのかとの質疑に対し、今議会で議決されたら入札手続に入る。今回上げた部分は民間事業者に委託した場合なので、シルバー人材センターに委託した場合や不要不急の部分を精査して予算執行していくとの答弁がありました。

また、年度内にどれだけの業務を予定しているのかとの質疑に対し、従来シルバー人材センターに委託していた部分をそのまま民間業者に委託するとの答弁がありました。

また、シルバー人材センターに委託する部分は既に予算に計上されているのかとの質疑に対し、今回の補正予算は昨年度までシルバー人材センターに委託していた部分を全て民間事業者に委託した場合の予算となっているとの答弁がありました。

また、シルバー人材センターと話し合いを持つことは決定しているのかとの質疑に対し、シルバー人材センターが委託を受けられることができなくなった理由は、剪定を行う人材の減少、募集をかけても集まらないことがあるためである。今は例年より委託期間を延ばすという交渉をして検討していただいているとの答弁がありました。

また、次年度以降も今回の補正予算に近い金額での植栽管理になるのかとの質疑に対し、若干額は減るが、今後も続いていく可能性があるため、市としてはどうしていくか検討していくとの答弁がありました。

また、樹木台帳はあるのかとの質疑に対し、樹木台帳はないが、各学校ごとにどのような木が何本あるのかを示し見積りを取っているとの答弁がありました。

その後、休憩を取り、再開後、委員からは、植栽管理委託業務について、当初はシルバー人材センターにどのような条件で発注していたのか。また、発注する予定のものができないと判明したのがいつなのか。そして、急遽1業者から見積りを取ったのはいつなのか。急遽取った見積りの委託の条件はどの質疑に対し、小・中学校、幼稚園、保育所の植栽の委託業務は12月から3月なので、11月頃に契約業務をしている。今回、秋口にシルバー人材センターから来年度の業務ができない部分と今年度しない部分の相談があり、担当部局に連絡し、民間事業者に打診をかけた。今後は、シルバー人材センターでできない部分は見積りを3者以上取り、設計して入札を執行していく形となるや、委託の具体的な内容は、高木、中木、低木、寄せ植え、玉物、垣根、特殊樹木という形で見積りを取っている。民間事業者から見積りを取ったのは10月14日で、その前にシルバー人材センターから小・中学校の剪定が委託できないということで事務を進めていたとの答弁がありました。

また、今回民間事業者に見積りを依頼したのは5メートル以上の剪定も含めたものかとの質疑に対し、これまでシルバー人材センターにお願いしていた仕様で見積りをもらっているとの答弁がありました。

また、同じ内容で見積りに20倍の差が出たのかとの質疑に対し、見積りを取ったらそのよう

になったとの答弁がありました。

また、文教厚生委員会協議会の協議会質疑答弁抜粋に「この文教厚生委員会協議会、または議員全員協議会の中で入札行為に差し障りのないような形で金額などをお示しして進めていきたい」とあるが、どのように示していくのかとの質疑に対し、今後精査して、シルバー人材センターに依頼できるもの、民間事業者に依頼するもの、今回不要なもの、この3本立てで示せばと考えているとの答弁がありました。

また、今年度の物価高騰に対して再見積りはしているのかとの質疑に対し、シルバー人材センターに再度見積りは取っていないが、シルバー人材センターが受けもらえる部分が出てきたら再度見積りを取るとの答弁がありました。

また、執行部は民間事業者から取った見積りが妥当だと考えているのかとの質疑に対し、専門家ではないので1本当たりの単価が妥当かどうかまでは判断しかねるが、単価に本数を掛け、間接的経費を足して見積りを取っているとの答弁がありました。

また、精査して補正予算を出し直すということかとの質疑に対し、補正予算の出し直しは行わない。今回の補正予算の中で精査をして執行予定を示していくとの答弁がありました。

また、本来精査して補正予算を出してくるのではないのかとの質疑に対し、シルバー人材センターから急遽委託が受けられない話を受け、見積りを1者から取り予算計上した。その中でシルバー人材センターにできる可能性があるものを今調整している。また、剪定をしなくてもいいものも最終的に数を出していく。精査して補正予算を出すのが本来だが、時間がなかったということで1者見積りを取った。今、精査しながら、実際の入札のときには精査した内容で入札を行うとの答弁がありました。

その後、休憩を取り、再開後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

その後、再度休憩を取り、委員会再開後、広瀬武雄委員から附帯決議案が提出されました。

附帯決議案の内容は、議案第77号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）のうち、款教育費、項小学校費、目学校管理費、節委託料における市内7小学校の植栽管理委託料1,277万8,000円、款教育費、項中学校費、目学校管理費、節委託料における市内3中学校の植栽管理委託料3,269万2,000円及び款教育費、項幼稚園費、目幼稚園管理費、節委託料におけるほづみ幼稚園の植栽管理委託料323万4,000円、合わせて4,870万4,000円の増額予算が計上されている。これら市内小・中学校、幼稚園における植栽管理委託料については、当初予算額の945万8,000円に対して著しく金額が増額されており、執行部からの説明では、年度当初は公益社団法人瑞穂市シルバー人材センターに発注する予定であったが、センターより委託業務ができないということで、時間的な余裕がない中、1者の業者から見積りを取って予算計上させていただいたとの答弁があった。

また、市長より、今後は予算執行においてセンターとの調整や現場の状況などを精査して、

入札の執行までに入札に支障のない範囲で議会への説明をさせていただきたいとの答弁があった。

このことについて、当該植栽管理業務は経常的な業務として当初予算に計上されており、今回の補正予算の提出までにはセンターの状況把握、他の業者との調整及び学校等現場の状況などは予算提出前に十分精査できたと考える。

また、議決機関として議会の立場から、今回の市長の議案上程後に業務を精査させていただきたいという答弁については、審査を付託された当委員会としては誠に遺憾と考える。

今後、小・中学校、幼稚園で実施される卒業式や卒園式など児童・生徒、園児及び保護者の意向を考えれば、この予算を削除するという事は難しいと考えるが、予算の上程においては、予算提案権を持つ市長として、議決機関としての議会の立場をしっかりと認識していただきたい。

よって、当該補正予算の予算執行に当たっては、市長には次のことについて誠意を持って対処していただくことを委員会として決議する。

一つ、当該小・中学校及び幼稚園の植栽管理委託料の予算執行においては、執行前に必ず議会へ事前説明していただくこと。

一つ、市の予算執行においては、予算ありきでなく、経費など十分な事業の精査を行うことと、特に経常的な業務の予算執行においては前例踏襲とならないよう常に執行状況の把握及び精査を実施していただくこととの内容でした。

この附帯決議案は、質疑、討論なく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。次に、議案第66号瑞穂市個人情報保護法施行条例の制定についてを審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。次に、議案第67号瑞穂市個人情報保護審査会条例の制定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、防犯カメラの設置条例なども連動して審査されるのかとの質疑に対し、関連する個人情報に関する重要な件は諮ることになる。防犯カメラの件については、今回、文言の精査のみをしている。今後、内容を精査していくとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第68号デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第69号瑞穂市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、内容は要するに時間給ということかとの質疑に対し、通常の給料を働いた時間で割り戻すというような形となるため、時間給のような計算となるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第70号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、「その者に適用される級号給の額の7割水準」とあるが、今までは何割だったのかとの質疑に対し、今までは再任用という制度で任用されていたが、おおむねほぼ7割水準という形になっているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第71号瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例について、議案第72号瑞穂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

これら2議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第81号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、全国的な動きなのか、瑞穂市のオリジナルなのかとの質疑に対し、人事院勧告に基づいて改正しているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、総務委員会委員長報告を終わります。令和4年12月21日、総務委員会委員長 庄田 昭人。

○議長（若井千尋君） これより、議案第66号瑞穂市個人情報保護法施行条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（若井千尋君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第66号瑞穂市個人情報保護法施行条例の制定について、反対討論をさせていただきます。

今回のこの議案、昨年5月に成立しましたデジタル関連法の重要な柱の一つである個人情報

の保護に関する法律、通称個人情報保護法、これが来年1月から施行されるものについて伴うもので、これまでの市の個人情報保護条例、これを廃止し、個人情報保護法の下にある個人情報保護法施行条例というものを制定しようという内容であります。

この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とすると、このようにこの法律のほうの第1条ですかね、そこで目的が書いてあります。

つまり、この法律の最大の目的は、国や自治体が収集した個人情報、これを本人の許可もなく企業に売り、企業のもうけに利用させよう、そういったことになってまいります。

総務部長は、総括質疑の答弁で、この個人情報保護法は個人の権利、利益を保護することを目的とするから、しっかりと個人情報が保護される、そのように述べておられました。

しかし、先ほど述べましたように、この第1条全体を見れば、個人情報の保護は二の次で、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会、これが目的であると言わざるを得ないと思います。

例えば個人情報の収集について、現在の条例では、その第6条に、実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない、あるいは実施機関は、個人情報を収集する場合は、本人から収集しなければならない、このように定めております。

ところが、今回の個人情報保護法においては、私の調べた範囲でありますけれども、こういった収集に関する規定は見つけることができませんでした。

一方、訂正や削除についてのことについては定められておりますけれども、自分の情報がどう集められているか、これについては分からないわけですから、情報開示請求をしない限りは分かってまいりません。

また、国や自治体で集められた個人情報、これを利活用するため、国で一元的に管理しやすくするため、これまで自治体が積み上げてきた個人情報保護、これを白紙にしてしまうというものであります。これは明らかに地方分権改革、これまで言われてきましたけれども、これに逆行していくものではないかと思えます。

では、これまでの個人情報保護条例、これが廃止されることによって具体的に何が変わるのか、私個人の能力ではなかなか分かりませんが、少なくとも2つの点については今言及をしておきたいと思えます。

1つは、総括質疑でも取り上げさせていただきましたけれども、これまでの条例では、第20条において、開示請求の提出があった日から起算して15日以内に開示する旨が定められておりました。ところが、その規定がなくなり、今度は法律の83条に基づいて、30日以内ということで期間が延ばされております。

これについて、総務省の総括質疑での答弁においては、これまでも調査等を要する日数がかかり、厳しい状況があるというような説明がされておりました。これは、あくまでも行政側の都合であります。また、できるものは迅速に進めるということであれば、15日以内という規定を残し、どうしても15日を超える場合は延長できる、そういった規定を設けてあるわけでありますので、それを使えば済む話ではないでしょうか。

例えば今回条例の改廃について審査会では検討する必要はないと判断した、気持ちは分らないではないですけれども、行政としては安易な方向に流れやすいと思います。この1点を捉えても、市の個人情報保護に関する認識が、もちろんシステム的な対応はされていると思いますけれども、やや甘いのではないか、そのように言わざるを得ません。

また、今回の総括質疑では触れておりませんでしたけれども、死者の、亡くなった方の情報の取扱い、これが変わってくるということでもあります。これについて、執行部からは正式の場での明快な説明がなされておられません。

現行条例で、その第14条では、死者の個人情報については親族などの請求によって公開請求ができることになっております。ですから、例えば学校でいじめなどがあって、それに起因するような死亡する事件等があった、あつてはならないことですが、そういった場合、例えば第三者委員会が立ち上げられていても、その会議録、あるいは死因についての情報、こういったものをこれまでであれば公開請求することができる。

ところが、今回の国の個人情報の扱い、これは国のほうは前からそうでありますけれども、亡くなった人、死者については、そもそも個人情報保護の対象外であるという考え方であります。今回の条例が廃止されたことによって、こういった場合どうするのか。亡くなった方の情報を得ることができなくなる、そういったおそれが非常に大きいと思います。こういった点について議論がなされていない。また、先ほど言いましたように、市からの説明もないと、こちら辺は非常に問題だと思います。

そういった意味で、これについては今後の検討課題であるかもしれませんが、一つ問題点として指摘をしておきたい。

そして、今回、個人情報保護法の一の目的である行政機関等匿名加工情報、この扱いについては今回の条例案には盛り込まれておりません。そういった意味では評価できる部分でもあると思います。

しかし、どちらにしても十分に熟慮されていないというのが今回の条例案ではないかと思

ます。上位法である国の法律が変わったというだけで、それを当たり前のように受け入れていくことについては、地方の自主性・自立性、これがないがしろになってしまいます。特に近年、個人情報とは市民にとって非常に重大な権利であります。尊重されるべきものであると思います。

したがって、今回の条例案、まだ非常に時期尚早、もう少ししっかりと検討していく、そういった必要があるという判断の下に、今回これについては反対をさせていただきます。

改めまして、個人情報審査会での議論、あるいは議会への丁寧な説明、そして市民に対してもしっかりと説明をしていく、こういった段取りが必要ではないかということを一言付言させていただきます。今回のこの条例案につきましては反対をさせていただきます。以上です。

○議長（若井千尋君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第67号瑞穂市個人情報保護審査会条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第68号デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第69号瑞穂市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第70号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第71号瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第72号瑞穂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第77号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）の委員長報告は、原案を可決した上で別紙附帯決議案を可決するべきとするものです。

したがって、まず原案について委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、原案が可決されましたら附帯決議案について質疑、討論、採決を行います。

これより、議案第77号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、附帯決議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 日本共産党の関谷守彦です。

この附帯決議について、1点質問をさせていただきたいと思います。

この今回の附帯決議、2つの事項が要望事項として決議内容に上がっております。

1つ目は、執行前に必ず議会へ事前説明をしていただきたいというお話です。

そして、2つ目なんですけれども、これはちょっと私理解がなかなかちょっとしづらかったもんで確認したいんですけれども、この文章を読みますと、市の予算執行においては、予算ありきではなく、経費など十分な事業の精査を行うことと、特に経常的な業務の予算執行においては前例踏襲とならないよう常に執行状況の把握及び精査を実施していただくことというようにありますけれども、この冒頭部分で「市の予算執行においては」と書いてあります。これは市の予算全てのことを指して言うてみえるのかどうか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

私も文教の委員として意見を出すことについて賛成をしてきました。その中で、予算の出し方について議論が多かったと思います。ところが、今回この表現ですと、そこは飛ばされて、市の予算執行全体のことを指しているかのような印象を受けるもので、その点について説明をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（若井千尋君） 総務委員長 庄田昭人君。

○総務委員長（庄田昭人君） ただいま関谷議員からの質疑であります。

質疑内容は、附帯決議案の部分の中で、「1」としていた部分であります。その部分について、その2番目のものであります。市の予算執行においては、その「市の予算執行において」は何を指すのかとの質疑でありました。

この部分については、本来、当初予算の945万8,000円に対して著しい金額の増額をされておりという、まずは945万8,000円といったところは示していきたいんですが、しかし当総務委員会としては、この部分に関しては全体もよく考えてほしいというような少しニュアンスをしてある部分でありますので、当該この部分に本来は精査しながら行うというようなことではなく、この部分はその限定はしていない、全体のことも今後はということ、全体のことということで、予算ありきでなく、経費など十分な事業の精査を行うということは全体としていただきたい、今後についてはということ、常に執行状況の把握及び精査を実施していただきたいとのことで御理解をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、多少ちょっと微妙な説明だったと思うんですけども、今回のこの植栽関係のことということであれば、ああなるほどというふうに私も理解はできたんですけども、これが全体に広げるということになりますと、予算をつくる段階のことを指しているのか、執行そのものについていろいろするのかということ、ちょっと何か曖昧なような気がするんです。

それで、あくまでも今回の件についてをメインに考えているんだということであるかどうかについて、再度確認をしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 庄田委員長。

○総務委員長（庄田昭人君） ただいま関谷議員からの質疑であります。

「市の予算執行においては」ということの部分については、もっと限定をしたほうがいいのではないかというような質問でありました。

このことについては、この全体を読んでいただくということ、1番目は当該小・中学校、幼稚園の植栽費、予算執行においてはということ、これは市の執行部からこのような事前説明をするといったことを議員として、議会として担保していただく。

なので、2番目としては全体を、今後はそういうことのないようにということ、「市の予算執行においては」というふうに、限定はせずに、この部分も入っているよ、今回の900万の予算執行においてもということありますが、2番目については、今後はそういうことのないようなことをお願いしたいということ、1と2の中で、2の部分は今後はこういうことのないようにということ、全体として考えていただけるといいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（若井千尋君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、附帯決議案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 17番 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議案第77号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算の中で、市内7小学校等を含め、植栽管理委託料については、文教厚生委員会の中で、各委員から質疑があり、担当部署から経緯について詳細に説明がありました。今後、シルバー人材センターとの調整の中で業務内容を精査し、入札の執行までに入札に支障のない範囲内で行うとの答弁がありました。

これを受け、文教厚生委員会のメンバーは、委員長を除き、全員賛成をしました。総務委員会には、当委員会での質疑、答弁等の内容を別紙に添付させていただきました。総務委員会では、慎重なる審査、質疑が行われたことと思います。

先ほどの総務委員長の報告では、77号については全会一致で可決されましたが、その後、附帯決議が提出されてきました。文教厚生委員会での質疑、答弁内容と同じであると考え、総務委員会から附帯決議案が提出されるとは思いませんでした。また、この附帯決議は、全会一致ではなく賛成多数で原案が可決されており、私はこの附帯決議案には反対をします。以上です。

○議長（若井千尋君） 次に、附帯決議案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 議席番号8番、新生クラブの馬淵ひろしでございます。

ただいま議案第77号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）に対する附帯決議に賛成の立場から討論をさせていただきます。

この議案審査の中で、植栽管理委託料についての執行部からの答弁には問題があるというふうに私は思っております。全て申し上げると非常に長くなりますので、特に私が思っている点についてお話をさせていただきます。

具体的に申し上げますと、特に中学校の植栽管理費については、シルバー人材センターで行っていただいていた場合は72万6,000円であったものが、今回の補正により3,269万1,000円必要になるという予算の計上でございます。約45倍もの予算がこの中学校の植栽管理については必要であるというふうに予算計上されております。

執行部の説明によりますと、シルバー人材センターに委託する内容をそのまま民間に委託するという説明をいただきましたが、明らかに高額でありまして、シルバー人材センターに委託する予定の業務内容ではなく、不要不急の事業が計上されているのではないかという疑念を疑わざるを得ません。この予算については、シルバー人材センターで行っていただいていた業務

をそのまま民間にやっていただいたらこのぐらいの金額になるという説明をいただいておりますので、その内容についてはちょっと疑義があるということでもあります。

執行部は、議会で議決された後、不要不急の事業、シルバー人材センターに委託できるものなど精査をした後、入札執行するというふうに答弁していらっしゃいます。本来であれば、この附帯決議案にもありますが、議案提出前に精査をして、最少の経費で最大の効果を得られる予算を計上すべきであると私は考えます。当初予算にて予算計上し、議会として認めているものであり、シルバー人材センターの状況の把握、そして他の業者との調整及び学校等現場の状況などは予算提案前に十分に精査できた、そのような時間があったと私は考えます。

今回、このような補正予算における議案提出の執行部の方法を附帯決議なしに認めるということは、過大な予算を計上して、認められた後、精査を行い、予算執行していくことが可能となってしまいます。議会での議案審査を軽視するものであると私は考えております。

よって、議会として附帯決議を行った上で、執行部に議案提出前にしっかりと精査することを求め、今回は入学式などにおいて児童・生徒、園児及び保護者の意向を考えれば、この予算を認めざるを得ないというふうに考えますが、議決機関である議会として、この附帯決議を行うことによって、執行部には適正に予算を計上し、そして予算を執行するようにする必要があると私は考えております。

議員各位におかれましては、執行部に過大な予算計上に問題があるという議決機関としての意思を示す必要があるというふうに考え、この附帯決議に御賛同をいただきますようお願いをして、賛成討論といたします。

○議長（若井千尋君） 次に、附帯決議案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから附帯決議案を採決します。

〔発言する者あり〕

○議長（若井千尋君） 何ですか。許可します。どうぞ。

〔発言する者あり〕

○議長（若井千尋君） 関谷さん、今討論の最中ですので。

〔発言する者あり〕

○議長（若井千尋君） これから附帯決議案を採決します。

附帯決議案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

採決の結果、起立者の多少の認定して可否の結果を宣言することができませんので、事務局長より説明をさせます、今後の流れにつきまして。

○**議会事務局長（久野秋広君）** 議長に代わり説明をさせていただきます。

現在、起立採決において、起立者の多少が認定できない状況となっています。

また、既に質疑、討論が終わって採決に至っている状況より、休憩を取ることができませんので御了承ください。

それでは、現在、起立採決において起立者が半数となっており、可否同数になるのではと思われませんが、この場合、着席者の中には、反対の方だけでなく、態度保留、あるいは棄権の意思を持っている方などが含まれている場合も考えられるため、議長は可否同数と認めることはできません。

よって、議長の裁決権の行使ができないため、会議規則第70条第2項の規定により、記名投票で表決を取ります。

それでは、記名投票の流れについて説明させていただきます。

まず議場を閉鎖し、裏面に御自身の名前が印字された白と青の投票用紙2枚を各議員に配付します。そこで、本件に賛成の方は白色の投票用紙を、反対の方は青色の投票用紙を投票箱に投函してください。復唱します。本件に賛成の方は白色、反対の方は青色の投票用紙を投票箱に投函してください。

投票が終わったら、開票、結果報告、議場の閉鎖を解除します。

また、開票の立会人は、松野藤四郎議員と藤橋礼治議員となりますので、よろしく願います。

また、開票の結果、白票と青票が同数となった場合は可否同数となりますので、議長は可否同数の宣告をし、直ちに議長の裁決権を行使し、この議案の可否を決していくこととなります。以上でございます。

○**議長（若井千尋君）** それでは、会議規則第70条第2項の規定により、議案第77号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）の附帯決議については、記名投票をもって採決いたします。

それでは、議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○**議長（若井千尋君）** ただいまの出席議員数は16人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に17番 松野藤四郎君と18番 藤橋礼治君を指名します。

念のため申し上げます。投票用紙は投票箱の前に準備をさせます。本案に賛成する方は白票を、反対する方は青票の投票をお願いいたします。

投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○議長（若井千尋君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号1番の議員から順番に投票願います。

[投票]

○議長（若井千尋君） 投票漏れはありますか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（若井千尋君） 投票の結果を報告します。

※②
投票総数16票、そのうち賛成8票、反対7票。

以上、賛成多数であります。

したがって、議案第77号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）の附帯決議は可決されました。

それでは、議場を開いてください。

[議場開鎖]

○議長（若井千尋君） すみません。ちょっと発言の訂正をします。※②投票総数ですが、私「16」と申し上げましたが、「15」でございます。申し訳ありません。

これより、議案第81号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

※②後刻訂正発言あり ※②訂正発言

これから議案第81号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第82号について（質疑・討論・採決）

○議長（若井千尋君） 日程第18、議案第82号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第82号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第82号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

議案第82号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議員派遣について

○議長（若井千尋君） 日程第19、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣についてを会議規則第169条の規定により提出しております。

内容については1件でございます。

議会事務局長より説明させます。

○議会事務局長（久野秋広君） 議長に代わり説明します。

令和5年2月2日に岐阜県市議会議長会主催の議長会議、講演会及び情報交換会が下呂市の星雲会館及び下呂温泉望川館で開催されるため、議長に同行して出席する副議長を派遣するものでございます。以上です。

○議長（若井千尋君） この件につきまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願います。

閉会の宣告

○議長（若井千尋君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和4年第4回瑞穂市議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時58分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年12月21日

瑞穂市議会 議長 若井千尋

議員 庄田昭人

議員 若園五朗